

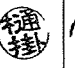
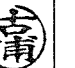

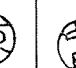
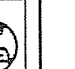


# 1号宿舎外柵改修工事

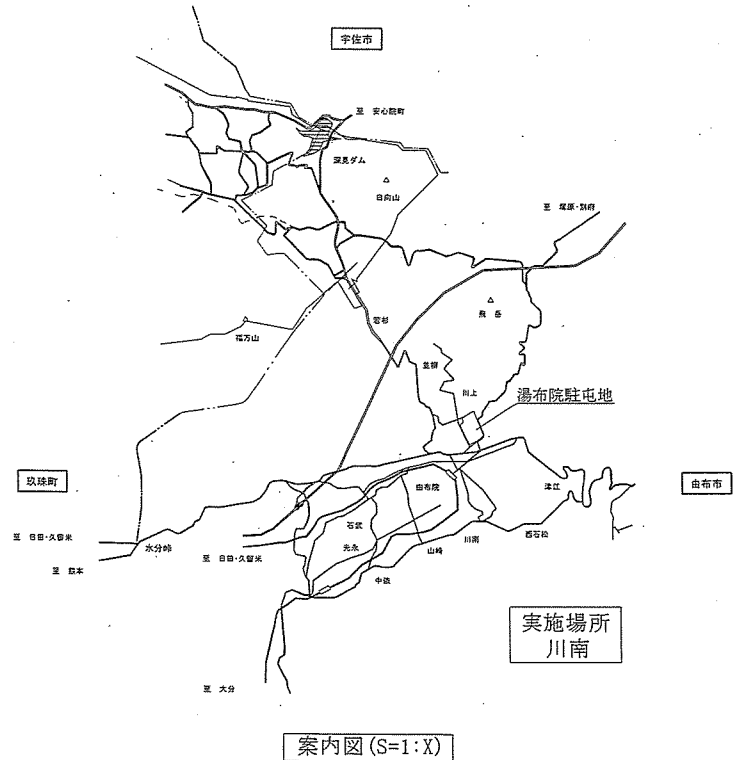
件名	1号宿舎外柵改修工事				図面番号	1/3
図名	表紙				縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	厚生係	工事企画	管財	設計者
						
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊					令和7年12月18日	

# 仕 様 書

- 1 件 名 1号宿舍外柵改修工事
- 2 場 所 大分県由布市湯布院町川南（詳細な場所は官側から説明）
- 3 工事概要  
目隠しフェンス新設 . . . . . 27.2m

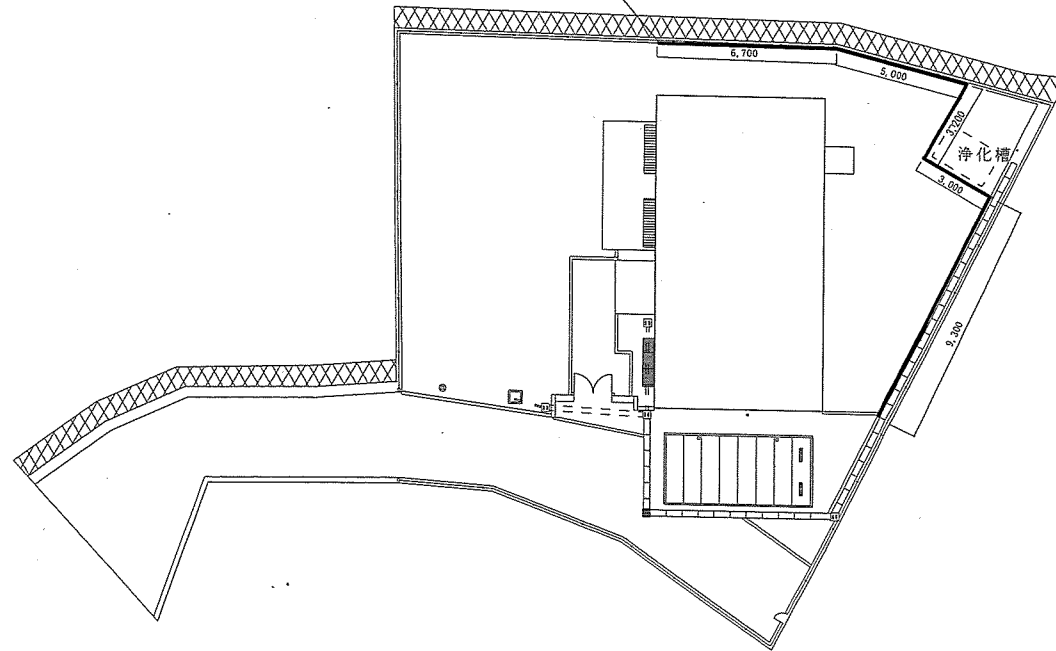
- 4 一般事項
- (1) 本工事は、本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築（改修）工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）、建築改修工事監理指針」、メーカー仕様、並びに関係諸法規によるものとする。
  - (2) 受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」に基づき、施工体制台帳の作成等について、法令に遵守のうえ実施するものとする。
  - (3) 工事に掛かる前に必ず現地にて監督官と打合せ及び日程調整をするものとする。
  - (4) 本工事の写真は、着工前・竣工後・主要な作業状況及び監督官の指示する箇所を撮影するとともに、工事後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施するものとする。工事完了後、A4判工事写真帳に整理して監督官に1部提出するものとする。
  - (5) 本仕様書等に記載なき事項といえども、技術上当然施工すべき事項については、受注者の負担において実施するものとする。
  - (6) 本工事にあたっては、火災予防、労働安全及び在来施設等の保護による落下防止設備を設ける等、十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、受注者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。特に屋上からの落下・飛散による事故が起きないように注意するものとする。
  - (7) 本仕様書及び工事に際し、疑義を生じた場合は、監督官と協議のうえ実施するものとする。
  - (8) 本工事に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
  - (9) 本工事で生じた発生材のうち、監督官が指示する金属くずについては、種別毎に整理したうえ指定場所へ搬入し、所定の調書を添えて官側に引き継ぐものとする。その他の発生材については受注者の責任において全て構外へ搬出、関係法令等に従い適正に処分し、マニフェスト（E票）の写しを提出するものとする。
  - (10) 本工事に必要な電力及び給水等は、請負者にて準備することを基本とする。
  - (11) 作業可能日は平日を基本とするが、やむを得ず休日作業が必要となった際は事前に監督官と調整を行うものとする。
  - (12) 一日の作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
  - (13) 本仕様書に記載されている寸法等は標準寸法であるため、施工に先立ち現場調査のうえ実施するものとする。
  - (14) 建設業法一部改正により、元請業者が下請業者と下請契約を締結して工事を実施する場合は、官側へ施工体制台帳を提出すると共に主任技術者の保有する資格証明書の写しを提出するものとする。

- 5 特記事項
- (1) 工事資材  
本工事で使用する資材については次のとおりとする。  
ア 竹垣 タカショー エバー1型セット（又は同等品以上） 高さ1800  
イ 支柱基礎 コングリートブロック（又は同等品以上） 高さ600
  - (2) 施工に際して細部寸法を現地にて採寸し、作業を実施するものとする。
  - (3) 本工事で発生した残土は場内敷均しとする。
  - (4) 本工事で使用する資材及び施工方法については事前に監督官への承認を得るものとする。

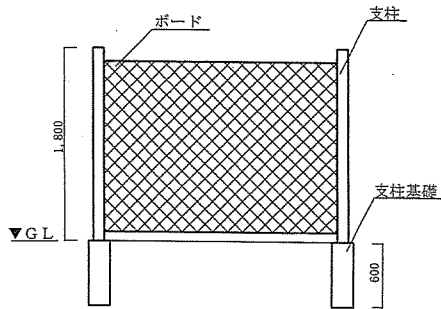


件名	1号宿舍外柵改修工事	図面番号	2/3
図名	仕様書、案内図	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊		令和7年12月18日	

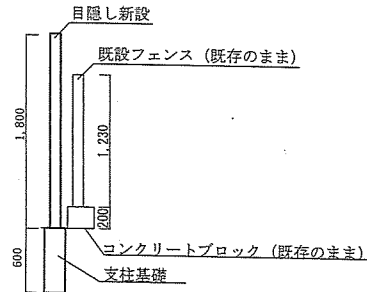
目隠しフェンス取付 27.2m



配置図 S=1:200



立面図 S=1:50



断面図 S=1:50

件名	1号宿舎外柵改修工事	図面番号	3/3
図名	配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊		令和7年	12月18日